



岩美町要配慮者支援制度のご案内

「要配慮者支援制度」って何？

災害が起きたときなどに、自分だけで避難したり身を守るのが難しく、誰かの手助けが必要な方(要配慮者)のご住所やお名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ町に登録し、その情報を支援していただける人や地域の団体と共有することで、万一のとき孤立しないようにし、スムーズな避難支援を行うためのものです。

また、この制度を通して、要配慮者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、支えあい、助けあう地域づくりを目指しています。



なぜこの制度ができたの？

災害が起きたときに、隣近所での助け合いがあると多くの命が救われることが、最近の大規模災害で明らかになっています。

このようなことから、地域の要配慮者の避難支援体制を、あらかじめ地域で整えておくことが重要となってきました。

地域の要配慮者を一体的に！

登録のあった要配慮者の情報を把握・共有することにより、これまで自治会や民生委員、社会福祉協議会、役場などが個別に進めていた要配慮者の見守りや防災支援を本制度に一本化し、避難支援と日ごろの見守りを地域で一体的に行います。

登録の対象となる方

- 65歳以上の高齢者のみの世帯(ひとり暮らしの高齢者を含みます)
- 介護保険の要介護認定、障がい者手帳(身体、療育、精神)の交付を受けている方
- 災害時等に避難情報の入手、避難行動を自ら行うことが難しいなど、上記以外の理由で登録を希望する方

登録はどうやってするの？

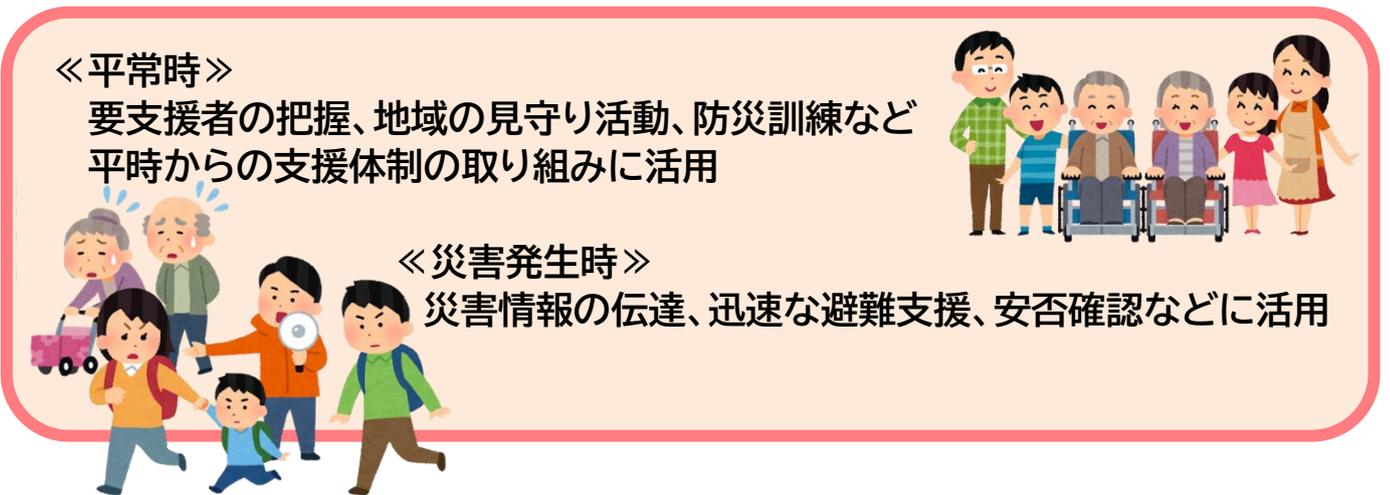
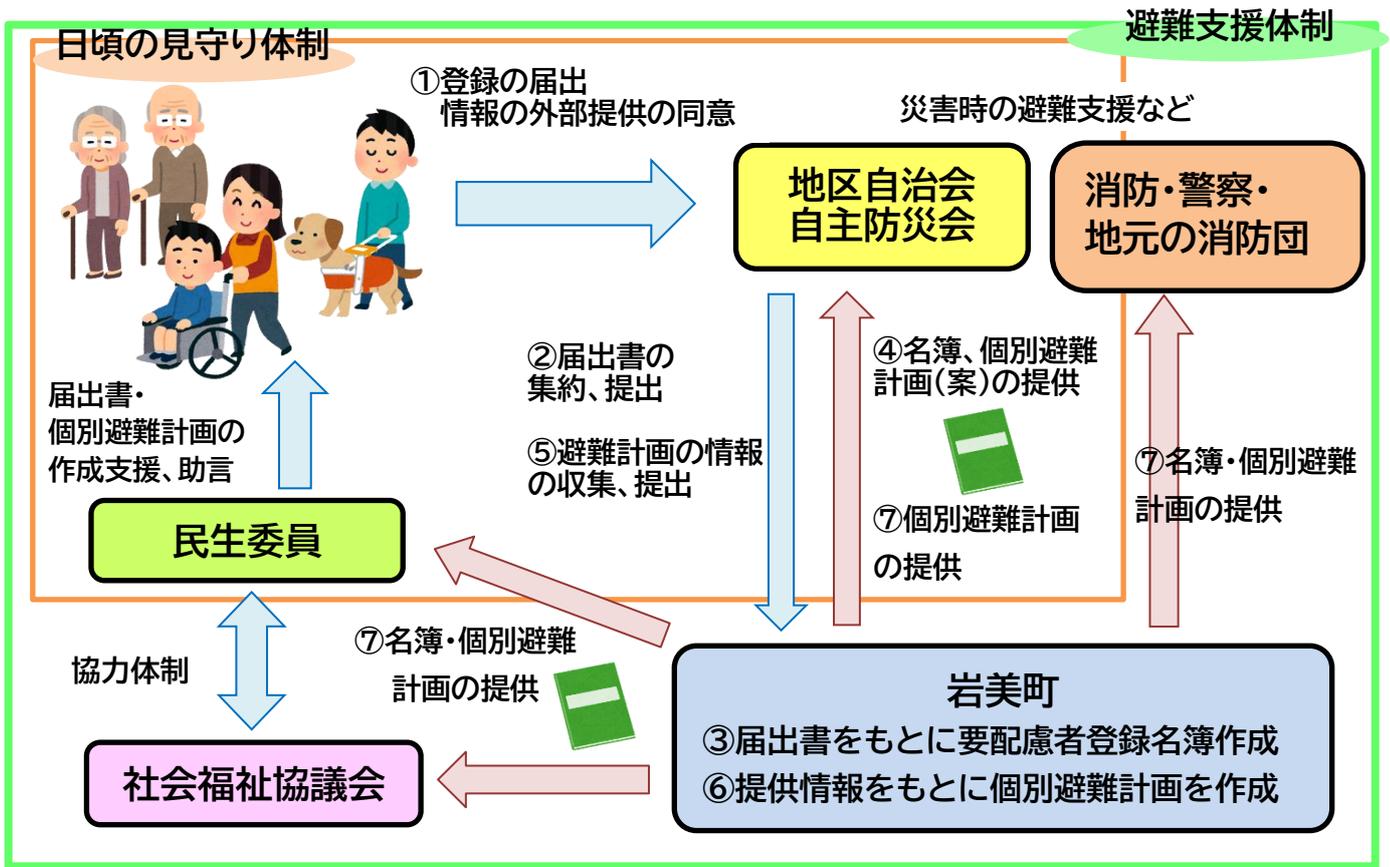
1)登録を希望する方は、自治会から配布される「災害時等要配慮者登録届出書」に必要事項を記入し、自治会が指定する方法で提出してください。

※提出にあたっては、届出書に記載された情報が支援団体に提供されることに同意のうえご提出ください。

2)登録完了後、届出いただいた方それぞれの避難計画を作成します。避難計画には“避難支援者”“避難場所”などを設定していきます。作成にあたり、自治会、民生委員が自宅を訪問し、お話をお伺いすることがありますのでご了解ください。

※自治会、町内会など地域組織に所属しない登録希望者については、個別で役場担当部署にお問い合わせください。

《イメージ図》



《制度に関する問い合わせ先》
岩美町役場 総務課 73-1411 または健康福祉課 73-1322